## 被扶養者現況表(父母)

## ≪ 被扶養者認定について ≫<br/> ※必ずお読みください※

- ・この用紙は、被扶養者(異動)届に添付する書類です。被扶養者認定基準を満たしているかを判断する書類となりますので、必ず事実に基づいて ご記入ください。
- ·<u>同居の場合</u>の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害があ る人は180万円未満)かつ被保険者の年間収入の1/2未満となります。
- ·<u>別居の場合</u>の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害があ る人は180万円未満)かつ認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこととなります。 ・公的書類は3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ・公的書類及び証明書はすべてコピー不可です。
- 認定日について

事実発生日から1か月以内の受付 → 事実発生日まで遡り認定

事実発生日から1か月を超える受付 → 原則組合で確認がとれた日付で認定

事業所記号	番号	事業所名	被保険者氏名
1234	100	(株)ITS	健保 洋子 即

申請する認定対象者の氏名	年齢	職業	続柄	同居・別居の区分	必要書類
		無職	1.実父 2.実母	同居別居	別居の場合は『送金証明』と『仕送申 立書』
健保 美枝子	66 歳		3.義父 4.義母	同居 • 別居	同居確認のできる『一世帯の住民票』 (別居の場合は、被扶養者として 認定できません。)

【1】申請する理由 (該当する項目に②)	必要書類
□ ①被保険者が当組合に取得したことに伴う申請	[2]~[5]に該当するすべての書類
□ ②認定対象者の退職に伴う申請 (退職日 年 月 日)	『退職証明書』または『離職票(写)』
□ ③退職以外の理由で、認定対象者の就労・収入状況の変化に伴う申請	『直近3か月分の給与明細(写)』または 『雇用契約書(写)』※2および『変更後の給与が満額支給されていることのわかる1か月分の給与明細(写)』
□ ④認定対象者の失業給付受給終了に伴う申請	『雇用保険受給資格者証(すべてのページの写)』 (「支給終了」の印字があるもの)
☑ ⑤認定対象者の配偶者が死亡したことに伴う申請	『戸籍全部事項証明書』または『死亡診断書(写)』 等(死亡日の確認できる書類)
□ ⑥その他( )	状況に応じた書類※4

【2	【2】認定対象者が加入していた(している)健康保険 (該当する項目に☑) 必要書類						
Ø	①健	①健康保険					
		a.被保険者の扶養として	1				
	Ø	b.被保険者以外の扶養として					
		□未喪失   ☑喪失済み (資格喪失年月日 <b>平成28</b> 年 <b>11</b> 月 <b>15</b> 日)	喪失済みの場合は保険者発行の『資格喪失証明 書』				
		c.本人として	_				
	②任	②任意継続保険					
		a.被保険者の扶養として	1				
		b.被保険者以外の扶養として	保険者発行の『資格喪失証明書』				
		c.本人として	保険者発行の『資格喪失証明書』				
	3 ₹	<b>国民健康保険、無保険</b>	_				

【3】認定対象者の配偶者の状況 (該当	必要書類						
□ ①配偶者あり							
□ a.収入なし □ b.収入あり ⇒ <u>月額</u>	□ a.収入なし □ b.収入あり ⇒ <u>月額 </u>						
□ c.今回一緒に申請する			_				
□ d.既に被扶養者として認定されている			_				
☑ ②配偶者なし							
□ a.離婚、未婚			-				
☑ b.死別(遺族年金の受給がない場合は下記 理由 □厚生・共済年金未加入 □加入期	直近の『遺族年金振込通知書(写)』または『遺族 年金改定通知書(写)』						
□ c.離婚を前提に別居中	『一世帯の住民票』						
【4】上記3以外で認定対象者の生計費をf (該当する項目すべてに②)	必要書類						
□ ①生計費を負担している家族なし			_				
	<ul> <li>②生計費を負担している家族あり ⇒ 続柄 妹 <u>負担額 50,000 円</u></li> <li>その家族が、扶養できない理由をご記入ください。</li> <li>( 被保険者本人より収入が少ないため )</li> </ul>						
□ ③その他(		)	状況に応じた書類※4				
【5】認定対象者の現在の就労・収入状況	【5】認定対象者の現在の就労・収入状況 (該当する項目すべてに2)						
□ ①給与収入(パート・アルバイト等) 月額		В	『直近3か月分の給与明細(写)』※1				
□ ②働いたことがない(パート・アルバイト等を含む	•)		『非課税証明書』				
☑ ③現在、退職してから2年以上経過している(減	艮職日	平成12 年 3 月 31 日)	(給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類 として『退職証明書』等)				
□ ④現在、退職してから2年未満である							
	理由	□ ア.雇用保険に未加入	『退職証明書』				
□ a.失業給付の受給権なし		□ イ.加入期間不足	『退職証明書』				
	Ħ	ロ ウ.受給終了	『雇用保険受給資格者証(すべてのページの写)』 (「支給終了」の印字があるもの)				
□ b.就労する意思がないため、失業給付の手	□ b.就労する意思がないため、失業給付の手続きを行わない						
□ c.失業給付を申請予定(申請予定年月日	4	年 月 日頃)	『退職証明書』または『離職票(写)』				
□ d.自己都合による退職のため、待機・給付制	削限期間	間中(受給開始日 年 月 日)	『退職証明書』または『雇用保険受給資格者証(写)』				
□ e.失業給付の受給期間を延長する	□ e.失業給付の受給期間を延長する						
口 ⑤失業給付を受給中 (60歳未満の方 3,612円未満、60歳以上の方	『雇用保険受給資格者証(写)』						
□ ⑥自営業収入(事業/不動産/販売等)	前年の収入を確認できる『課税(非課税)証明書』または『確定申告書控えの(写)』※3						
その他収入状況	必要書類						
☑ ⑦各種年金収入 (該当する年金すべてに☑)							
☑ a.老齢 □ b.障害 ☑ c.遺族 □	直近の『年金振込通知書(写)』または『年金改定通知書(写)』						
□ ⑧傷病手当金を受給中・手続き中・受給満了	●傷病手当金の直近の『支給決定通知書(写)』 ●受給満了の場合は『受給満了通知書(写)』 						
□ ⑨その他( ※4月末 50分 日 ( ) の ( ) 日 (	状況に応じた書類※4						

※2『雇用契約書(写)』

※3『確定申告書控えの(写)』

<sup>※1『</sup>直近3か月分の給与明細(写)』 ・働き始めたばかりで直近3か月分の給与明細を提出できないときは、雇用契約書(写)※2及び直近の給与明細(写)を提出してください。

<sup>・</sup>収入が被扶養者の認定基準である月額108.333円以下であることを確認できるもの(雇用期間、時給、勤務時間、勤務日数、残業の有無及びその時給・上限時間、交通費支給の有無及びその金額、給与の締め日・支払い日等が記載されているもの)

<sup>・</sup>税務署の収受印が押印されているものをご提出ください。また、電子申請の場合には、送信票(写)とあわせてご提出ください。 ※4状況に応じた書類

適用一課までお問い合わせください。